

議第 2 1 号議案

資産課税の軽減に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日提出

提出者	新座市議会議員	芦野	修
賛成者	〃	平野	茂
	〃	佐藤	重忠
	〃	平松	大佑
	〃	塩田	和久
	〃	木村	俊彦
	〃	笠原	進
	〃	野中	弥生
	〃	鈴木	明子
	〃	助川	昇

提 案 理 由

都市農地を持つ、公益的機能など多面的機能を更に発揮し、地域貢献、市民生活の安全確保及び都市農業の維持を鑑み、都市近郊農家の納税負担の軽減を求め
るため、この案を提出する。

資産課税の軽減に関する意見書

都市の農業・農地は、地域住民に安全・安心で新鮮な農産物を供給する最も身近な存在であるほか、豊かな緑と潤いのある空間を提供するとともに、次世代への食農教育や土に触れるレクリエーションの場の提供、災害時の市民の緊急避難場所等オープンスペースの確保など、多面的な機能を持ち、健全な都市生活を営む上で公共的役割と価値を備え、地域づくりに貢献しています。

また、政府が策定した「都市農業振興基本計画」では、都市農地を保全し、都市農業の振興を図っていくためには、農地の適切な利用による多様な機能の発揮を図るため、必要な税制上の措置を講じる必要があるとしています。

一方、農業者は、消費者に囲まれた環境を活かしながら多彩な農業を展開していますが、昨今の経済情勢及び社会情勢から農業収入の減収、固定資産税・都市計画税による納税負担のために農地の一部を別事業等に転用するなど農地が減少している状況にあります。農業後継者が引き続き農業経営を維持していくため農地は必須であります。都市近郊農家では、高額な相続税の納税負担により農地の売却を余儀なくされ、大きな課題となっています。相続税の課税が強化されたことにより、今まで以上に農地を売却し相続税支払い資金に当てなければならなくなり、都市農地の一層の減少に拍車を掛けることになっています。

農地法改正に伴い、市街化区域以外の農地について相続税納税猶予制度適用農地の賃貸が認められていますが、市街化区域内農地は認められていません。しかし、農林水産省が指摘するように、「市民農園」の開設希望、担い手の賃貸による規模拡大、災害時の避難場所のスペース確保など、市街化区域内農地についても賃貸の要望が高まっています。

これに加えて、平成28年度税制改正大綱に盛り込まれ、平成29年度から実施された耕作放棄地に対する固定資産税の課税強化は、農業者の事情を無視したものであります。

よって、国及び政府におかれては、都市農地が持つ、公益的機能など多面的機能を更に発揮し、地域貢献、市民生活の安全確保及び都市農業の維持を鑑み、都市近郊農家の納税負担の軽減を求めるため、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 固定資産税を減額すること。
- 2 平成28年度税制改正要望事項（耕作放棄地に対する固定資産税課税強化）を見直すこと。

- 3 相続税の納税負担を軽減すること。
- 4 三大都市圏特定市における市街化区域農地の相続税納税猶予制度の20年営農継続による免除制度を復活すること。
- 5 相続税納税猶予制度適用生産緑地の賃貸を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
農林水産大臣 様